

花巻空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第65号

花巻空港管理条例の一部を改正する条例

花巻空港管理条例（昭和38年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>航空法（昭和27年法律第231号）第54条の2第1項の規定に基づき</u>、花巻空港（以下「空港」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、花巻空港（以下「空港」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>前項に規定する者から徴収する着陸料についての第16条第2項の規定の適用については、航空機の着陸が平成22年1月1日から平成25年3月31日までの間に実施されたときに限り、前項の規定にかかわらず、第16条第2項中「算出した額」とあるのは、「算出した額に2分の1を乗じて得た額」とする。</u></p> <p>—</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。